

全青司憲法委員会・広島司法書士青年の会共催 講演会のご案内

## 「黒い雨」訴訟から学ぶ～なぜ原爆被害者の救済を考えるのか

【開催日時】 2024年8月17日（土）16時00分～18時00分（予定）

【講師】 小山美砂さん（ジャーナリスト、『「黒い雨」訴訟』著者）

【実施方法】 会場・WEB参加併用（参加費無料）

【会場】 広島司法書士会館 [WEB] Zoomミーティング配信

【対象者】 全国の青年会会員、広島青年会・広島会会員

【問合せ先】 [TEL] 070-5671-2871 / [FAX] 050-3588-2019（広島青年会・島原）



講師：小山美砂さんプロフィール

[https://note.com/s\\_mallmount/](https://note.com/s_mallmount/)

こやま・みさ 1994年生まれ。2017年に毎日新聞へ入社後、希望した広島支局に配属。被爆者や原発関連訴訟、広島への原爆投下後に降った「黒い雨」を浴びた被害者への取材に取り組む。2022年7月、「黒い雨被爆者」が切り捨てられてきた戦後を記録した初のノンフィクション『「黒い雨」訴訟』（集英社新書）を刊行。同書にて「日本ジャーナリスト会議」が優れたジャーナリズム活動・作品を懸賞する第66回 JCJ 賞を受賞した。大阪社会部を経て2023年からフリー。広島市在住。女性記者たちでつくる新しいニュースメディア「生活ニュースコモンズ」にも参加中。

### 開催趣旨

「黒い雨」訴訟・被爆者問題を取材されている広島在住のジャーナリスト、小山美砂さんをお招きしてお話を伺います。

「黒い雨」訴訟とは・・・広島への原爆投下直後に周辺地域に降った放射性物質を含むいわゆる「黒い雨」について、国の定める援護対象区域の外側で「黒い雨」に遭った人々が原告となり、自分たちを「被爆者」として認めるように求めた裁判です（被告：広島市・広島県。被爆者援護を行う国は、被告側の補助参加人）。令和2年広島地裁で原告勝訴、令和3年控訴審広島高裁でも原告勝訴（確定）。この裁判の後、新しい認定制度も始まりましたが、なお救済されない人々が存在します。

本来責任を負うべき者が、「恣意的な基準」を設定することにより、補償をすべき対象者を分断・切り捨てる構造は、戦後補償・被爆者問題のみならず、原発事故被害対応にも通じます。従って「黒い雨」被爆者の訴えに向き合うことは、過去のこと・広島のみすることに留まる問題ではありません。

そこで、この度、憲法委員会と広島司法書士青年の会の共催でこれらの問題を全国の青年会員、広島会会員の皆さんと共に考えるため、本講演会を企画いたしました。

たくさんの方の参加をお待ちしております。

【広島会会員向け 申込】\*\*\*\*\*

(1) Googleフォーム <https://x.gd/88qAe>

(2) FAX送付 050-3588-2019



氏名

登録番号

メールアドレス

(ZOOM 配信用 URL を送付する先)